

第1回男女共同参画審議会での意見概要と対応案

項目	意見概要	対応（案）
1 DV相談について	DV相談窓口の認知度が低いことについて、どういう広報をしているか。全戸配布についても、若い世代は新聞を取っていない。必要な人に情報が届くようにしてほしい。また、相談しても仕方ないと思われないよう安心感をしっかり与えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人が適切な相談窓口につながるができるよう、広報の取組について、計画に反映していきます。また、御意見を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。
2 女性活躍に対する女性自身の意識について	建設業は男性社会である故、女性は裏方、女性は言われたことをしていればいいと言った考えを、女性本人が自分自身に女性社員に植え付けているように感じることがある。昇進していく女性の足を引っ張っているのは「女性は裏方」という考えを持っている人（男女問わず）の存在である可能性もある。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のエンパワーメントを進めるとともに、女性も含めて固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に働きかける取組について記載し、男性も女性もともに責任を担っていくことの重要性について、計画本文に反映していきます。
3 保育ニーズについて	「柔軟で多様なライフコースを選べるようにすること」に賛成パートで働きたい女性は多いが、短時間では保育所に入れない市町もある。誰でも保育所に入れるようにすることが前提。	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の利用を希望する場合は、市町から利用のための認定を受ける必要があり、認定にかかる保育を必要とする事由が「就労」の場合、保護者の就労時間の下限は、1か月当たり48～64時間の範囲で市町が定めることとされています。そのうえで、認定を受けた保護者の保育ニーズに応じた保育の受け皿の拡大など、保育の提供について取組を進めていきます。
4 ケアを行いながら働くことについて	ケアを抱えながらも生活できる・働ける、いろんな生き方ができるということを、県としてバックアップしていくということも意義がある。	<ul style="list-style-type: none"> 重視すべき視点「働き方・暮らし方の変革と多様性」の観点から、介護をしながら働く人を含めた多様な背景を持つ人が柔軟で多様なライフコースを選べるようにすることを念頭に計画に反映していきます。
5 男性への家事・育児・介護等への参画	「男性への家事・育児・介護等参画のための情報提供」について誰にどのように情報提供していくか。企業の変化をどう県が後押しするかが重要。男性が個人で変わっていくということは難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 男性への家事・育児・介護等の参画について、男性自身への情報提供とともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の後押しとなるよう取組を記載します。 また、男性の育児休業取得に向けた気運醸成とあわせ、企業への働きかけや業務改善の支援について記載します。

	項目	意見概要	対応（案）
6	男性への家事・育児・介護等への参画	男性が家庭の役割を担うためには、人的・金銭的な支援も含め、企業等へのサポートが重要ではないか。	・男性の育児休業取得に向けた気運醸成とあわせ、企業への働きかけや業務改善の支援について、計画に反映していきます。
7	男性の意識について	男性が固定的性別役割分担に反対なら、家事実施頻度が上がる。男性への働きかけや、後押しする支援が大事。	・重点施策Ⅳにおいて、男性の意識と実践への働きかけについて、計画に反映していきます。
8	アンコンシャス・バイアスについて	アンコンシャス・バイアスについて、メディアなどから強かに刷り込まれている。意識を変えていく取組について粘り強く取り組んでいってほしい。	・重点施策Ⅳ「男女共同参画意識の浸透」として取り上げており、本計画の重点的な取組として施策を進めていきます。
9	地域における男女共同参画について	農村地域まで男女共同参画が浸透していない。女性も自分の言葉に責任を持つ意識を高めることと、それを聞く地域の意識を高めることが必要。女性も自治会の会員として意識を持ってもらえる取組に行政が取り組んでもらいたい。	・地域や自治会における男女共同参画の推進については市町と連携して進める必要があるため、研修等の取組について連携を強化し進めていきます。 ・女性も男性もともに責任を担っていくことの重要性について、計画本文に反映していきます。
10	男性の育児休業取得に関する県内部の取組について	民間における男性の育休取得が進まないのであれば、国の取組のように県から始めてはどうか。	・県庁における男性職員の家事・育児参画を促す取組について、計画に反映していきます。
11	地域における女性の政策方針決定過程への参画	PTA会長の女性比率が高いことについて、女性（母親）が活躍している」という前向きな考えだけでなく男性（父親）が参加できない社会要因があるのではないか。女性比率が高いからと言って一概に喜べるデータでない。	・地域における女性の政策・方針決定過程への参画について、それぞれの分野における実情を踏まえ、実質的な男女共同参画が進むよう取組を進めていきます。
12	女性活躍推進企業認証制度について	認証企業の三ツ星企業について、特に企業に向けてもっとアピールするべき。	・ご意見を踏まえ、機会をとらえて企業等に対する広報を行ってまいります。
13	男女共同参画意識について	意識について、商業施設などとも連携し、ポスター等目に見える形で取組を進めるべき。また、ハード面でも男性トイレへのおむつ替え台の設置など、目に見える形で変化が見えたらさらに進んでいくと思う。	・全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダー県として、公共施設や商業施設等における男性も利用できる「おむつ替えスペース」等の設置など、男女ともに子育てのしやすい環境整備について、緊急提言を行いました。 ・広報等について、ご意見を踏まえながら、具体的な施策の実施を図ります。
14	学校教育について	学校における男女共同参画教育が形骸化しているのではないか。	・滋賀県男女共同参画社会づくり副読本を作成しており、教育委員会と連携しさらに活用が進むよう工夫していきます。

前期審議会における意見概要（前回以前に反映済みのものを除く）と対応案

項目	意見概要	対応（案）
15	基本理念について 基本理念に「男女ともに」とあるが、いつまでも男性・女性にとらわれてはだめで、「誰もが」などに変えていったほうが良いのではないか。	<p>国の第5次計画において「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。」とされており、計画の対象をより幅広く表すため「ひとりひとりの幸せ続く滋賀へー誰ひとり取り残さない男女共同参画社会を目指してー」に変更します。</p>
16	基本理念について （上記の意見について）男女共同参画計画であるので、基本理念から「男女」を抜くのは難しいと思うが、大切な視点ではある。	
17	性の多様性について これだけLGBTや性の多様化が言われるようになってきた今、「男女」という表現には違和感を覚える。資料に入れ込むかどうかは別にして、審議会として性の多様性についてどう考えているかを明らかにしたうえで、「男女」という表現を用いることについて説明をしてはどうか。	
18	女性の参画によるメリットについて 女性の就労機会とか管理職を増やそうということを目指して挙げられているが、女性が増えると社会にとって、また女性自身にとってどんな良いことが起きるのか、何がいいのかということが見えていない。	
19	〃 これからの少子高齢社会を考えても、女性がどんどん参加していった方がプラスになるということは大体想像がつくように思うが、はっきりとメッセージとして伝えないと、なぜ女性が増えたら良いのかについての共通認識ができないと思うので、どういう伝え方をするか、かみ砕いて説明することも大切。	<p>・経済分野をはじめあらゆる場において男女共同参画が進むことによる社会や個人への影響について、県民誰にもわかりやすく伝わるよう、記載します。</p>

	項目	意見概要	対応（案）
20	女性の働き方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルインカムでなければ世帯が成り立たなくなっているという根本的な課題がある中で、親世代とは違う社会・生活環境となり、「家族単位としてどう協力をし家庭（生活）を成り立たせていくのか」を解決していける良いイメージが社会全体で持っていないと感じる。 ・家族単位での調整が効かないゆえに負担の少ないパートタイム等を女性が選択し、ひすみを女性がカバーしている。家庭という生活の根本の安定なしに就労や社会的活動の継続的な関わりが難しい。 ・管理職の女性割合等も数値としてよく挙げられるが、女性が安心して生きていける（社会と子育てをしていける）準備なしに、女性の社会進出は難しいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題にある世帯構成の変化や夫婦の働き方の変化を踏まえ、女性の働き方の選択肢を広げるため、様々な取組について計画に記載していきます。
21	非正規雇用について	<p>社会のニーズにパートタイム就労があることが悪ではなく、正社員を望んだ時に正社員という選択肢が実際にあるのかということが明確に見えてこないことが課題ではないか。</p> <p>また、女性のみならず男性も、年齢や経験によって安定した就労が難しいとされているのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において非正規雇用の女性の雇用や所得に大きな影響があるなど、雇用の不安定さが明確になりました。 ・性別にかかわらず、多様な背景を持つ人が希望する働き方・暮らし方を選択できるようにすることを念頭に、短時間正社員等のワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方の普及促進について、計画に反映させていきます。
22	非正規雇用に就いて	<p>近年、労働力率のM字カーブの谷が浅くなっているとはいえ、子育て等で働ける時間に制約のある女性が数多くいる。正規職員として働く人もいるが、ほとんどがパート等の非正規雇用であり、預ける保育料で収入のほとんどはなくなってしまふ。そのような立場の人々が非正規雇用ではなく、「短時間正職員」として雇用され、働ける機会が拡大されれば、多くの人の就労意識も高まり、子育てが落ち着いてからの意欲的な就労にもつながるのではと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も、多様な生き方と働き方の将来像が描けるようライフ&キャリア教育を進めるとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を進める取組について記載します。
23	男性のケアについて	<p>新型コロナウイルス感染症による浮き彫りになった課題としては「日本社会はケアに対して鈍感だった」ということ。ケアの思想とは、「他者への配慮、生命身体への配慮ができる」ということだと思うが、特に男性はケアする力もケアされる力も弱い。小学校時代からケア力養成のための教育をすることが必要。男女のケア力向上について、行政がどう支援していくかが課題ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も、多様な生き方と働き方の将来像が描けるようライフ&キャリア教育を進めるとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を進める取組について記載します。

	項目	意見概要	対応（案）
24	男女共同参画意識について	無意識の偏見にいく前の段階で、まだまだ意識的な偏見への変化が感じられない。	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策Ⅳ－１を「男女共同参画意識の定着と無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）解消に向けた啓発・教育」に変更し、取組の方向に対象やテーマ、年代に応じて、多様な男女共同参画の啓発・広報を進める取組について記載していきます。
25	アンコンシャス・バイアスについて	アンコンシャス・バイアスという言葉について、聞いたことがない人も多い。有名な例として、オーケストラの団員採用のときにカーテンを下ろし応募者を見えないようにして試験をすると、女性の採用率が上がる。具体例を示しながら「こういったことはありませんか」と伝えていくと中身がわかるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な例を示しつつ、わかりやすい用語の解説を行います。
26	就学前からの啓発・教育	幼稚園や保育園等では、男の子はブルー、女の子はピンクの飾りつけ等、保育側の価値観で幼い頃よりの無意識の偏見が既に生まれている現状があります。幼児教育の3～5歳、またお子さんに関わられる保育士、幼稚園教諭、設置法人への啓発・教育が必要だと思えます。	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策Ⅳ「男女共同参画意識の浸透」において子どものころから固定的性別役割分担意識等を植え付けないことが重要であることや、就学前からの教育・啓発の必要性について計画に反映していきます。 また、保育士や幼稚園教諭等については、従来から男女共同参画センターにおける講座等にも参加いただいているところ、さらに周知を図るなど、啓発の取組を進めていきます。
27	新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて	新型コロナウイルスが家庭や職場にもたらした影響は大きく、以降の生活様式を変える。大きく取り扱い、計画の本筋に導入したほうがよい。DVリスクの高まりやケア労働者の健康など、女性の「人権」に関わる問題が懸念されるが、一方で外出自粛およびテレワークの導入などに伴い、在宅時間の増えた男性による家事・育児参加が進んだケースもある。在宅勤務等の「新たな便利さ」も、長期的に男女共同参画へ影響を及ぼすのではないか。その点から新型コロナウイルス等による「新しい問題」と「チャンス」を、「重点施策の取組の方向」へ何らかの形で導入したほうがよい。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については現状と課題で項目を設けるとともに、影響を踏まえ、計画に反映していきます。

	項目	意見概要	対応（案）
28	男女共同参画センターについて	<p>男女共同参画センターの在り方については、企業・働く現場・労働組合等との連携が不可欠だと考えている。企業のニーズに合わせた講座やハラスメントの研修、企業への支援などアドバイスできるようなプログラムをどんどん提供できるようなセンターにならないと生き残れないのでは。</p> <p>資源の提供、場所の提供をするなど労働分野とつながっていくこと。学生の就職活動サポートなども含めて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターと経済団体や労働分野の関係団体との連携について、計画に反映していきます。
29	固定的性別役割分担意識の数値目標について	<p>現計画の重点目標に性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」に「同感しない」という目標が掲げられているが、意識については思想の問題もあり、「目標」にするのは危険。「参考指標」にとどめておくべき。（国の第4次でも参考指標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標については、今後検討してまいります。
30	女性に対する暴力、ひとり親支援について	<p>女性に対する暴力、ひとり親家庭に対する支援などは、行政だからこそできる部分が何なのか明確に発信する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政として社会的に生きづらい人を支えるための整備が今の状態で十分なのか どこまで踏み込んだ支援ができるのか 支援がゴールなのではなく、そういった環境におかれた女性や子どもたちが負のサイクルから抜け出し自立できるための支援になれているのか。 そのためにどこまで本質的な課題を洗い出せているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、基本理念の「誰ひとり取り残さない男女共同参画社会」に向けて部局連携し、次の5年間に向けて取組を進めていきます。

市町・庁内からの主な意見概要と対応案

	項目	意見概要	対応（案）
31	現状と課題 1 社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> データについて一次データを確認の上、出典を記載してはどうか。 「人口規模を維持できる人数」には、様々な要素があるため、自然増減のことを言いたいのであれば、「出生数は死亡数を大きく下回る」など、正確な表現にすべきではないか。 「特に若い女性の転出超過が課題」とあるが、この項目としては評価を述べず、事実のみの記載にとどめるべきではないか。（課題と記載するならば、どういう点で課題なのかを明記すべき） 	<ul style="list-style-type: none"> 出典は計画本文に記載します。 ご意見を踏まえ、「合計特殊出生率全国を上回り、近年は1.5台で横ばいに推移していたが、令和元年は1.47。出生数も減少傾向にある。」と修正します。 若い女性の転出超過については、事実のみの記載に修正します。
32	現状と課題 2 安心・安全な暮らし	<p>以下に修正 近年の警察におけるDV相談は年間1,000件前後、夫婦間の犯罪の検挙件数は年間30件前後を推移している。</p> <p><理由> DV相談件数 H27 750件、H28 947件、H29 940件、H30 1,096件、R1 949件 DV検挙件数 H27 47件、H28 33件、H29 34件、H30 24件、R1 26件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「近年の警察におけるDV相談は年間1,000件前後で推移している。」と修正します。
33	現状と課題 4 男女の働き方と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> マイナス要因の主なものとして、「保育所定員比率」が項目にあがっているが、全国平均と比して大きく乖離がない。マイナス要因と言えるのか。 ※R1.7 EBPMのモデル研究事業 全国平均34.9 滋賀県33.3 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、EBPMのモデル研究事業では「他県と比較すると、滋賀県は最も平均的な県であり、30歳代有配偶女性の労働力率に影響を及ぼしている顕著な要因が認められない状況であると推測される。」とされており、「全国と比べ顕著な要因は見られないものの、」との記載を追加します。
34	現状と課題 2 安心・安全な暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目（修正案） 女性は、育児、家事、仕事などの自身の役割をこなし、日常生活のサイクルが回せている限りは、痛みやだるさなどを認識しにくい、後回しにする傾向があることから、早いうちに心身をいたわり、癒すための「気づき」が重要。 （理由） 原案の「家事・育児負担軽減」は一方策ではあるが、修正案の方が広く女性の「健康」の課題に対応できるため 	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案では該当部分を省略し事実のみの記載とし、計画本文において修正します。
35	重要施策Ⅰ 2 あらゆる男女間の暴力の根絶	<p>デートDVについても記載すべきではないか。 身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的な支配や束縛についても言及すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> デートDVについては重点施策Ⅰ－1「男女の人権が尊重される社会に向けての教育・啓発」の「若年層への教育・啓発の強化」において具体的な取組を記載することとします。

	項目	意見概要	対応（案）
36	重点施策Ⅰ 3 困難を抱える 人々に対する支援	基本理念が「男女とも幸せ続く滋賀へ」ですので、「 <u>貧困等生活上の困難に直面する女性への支援</u> 」を女性に限定するのではなく、「 <u>困難に直面する人への支援</u> 」とした方がいいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> • 「<u>貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</u>」とします。